

# 平成29年度 会費の納入について（郡市小教研→県小教研）

新潟県小学校教育研究会

1 本年度の会費について …………… 会員1人 年額1,200円

2 事前の準備について

- ① 原則として、昨年度の申請があった口座から引き落とす。
- ② 預金口座が新規になった場合には、「預金口座振替依頼書（第四銀行）」を作成し4月28日（金）までに県小教研へ郵送する。
- ③ 口座名（会長名）だけの変更で、口座番号が変更しない場合には、提出の必要はない。変更した内容を事務局にメールかFAXで連絡をする。
- ④ 郡市小教研が納金する金額（会費1,200円×郡市会員数）については、5月の評議員会で提示する。

3 会費の納入方法について

- (1) 郡市小教研は、県小教研の会費を、7月25日（火）までに「預金口座振替依頼書」に届け出たそれぞれの郡市小教研の預金口座（第四銀行支店）に、事務局から提示された金額を入金しておく。
- (2) 市町村教育委員会が会費を全額または一部を負担する場合があるので、事前に確認をする。その場合、当該郡市小教研は、市町村等の負担分を除いて預金口座へ入金しておく。市町村が県小教研の口座へ直接振り込む場合、当該郡市小教研は、市町村等の負担分を除いた額を入金しておく。
- (3) 郡市小教研が入金しておいた会費は、7月26日（水）以降に、それぞれの郡市小教研の預金口座（第四銀行支店）から一斉に引き落とされ、県小教研の口座（第四銀行白山支店）へ振り込まれる。この場合の手数料は、県小教研が負担する。（例年、手続きの間違いが生じるために入金締切日と引き落とし日に数日猶予を設けている。）
- (4) 期日までに、郡市小教研の預金口座に入金しておかなかった場合、当該郡市小教研が、県小教研の口座（※）へ直接振り込む。この場合の手数料は、当該郡市小教研が負担する。

※ 県小教研会費口座	第四銀行白山支店	普通	1014970
	新潟県小学校教育研究会	会長	近藤 朗
- (5) 県小教研は口座振込を確認した上で、8月末日までに、郡市小教研会長宛に領収書を送付する。

4 各郡市小教研の会費、並びに郡市事業補助費の総額は、評議員会の際に提示する。

## 平成29年度 郡市事業補助金の送金について（県小教研→郡市小教研）

- 郡市事業補助費は、会費納入後に県小教研から郡市小教研の指定口座へ送金する。
- 送金手数料は、県小教研が負担する。
- 申請書等の書類を提出する必要はない。